

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

有限会社エフワイエル

②評価調査者研修修了番号

SK15093 SK15094 S24070

③施設の情報

名称：松代福祉寮	種別：児童養護施設	
代表者氏名：山岡 基志	定員（利用人数）：52名（45名）	
所在地：長野県長野市松代町東条字腰巻108番地2		
TEL：026-278-2556	FAX：026-278-7333	
ホームページ： http://www.grn.janis.or.jp/~m2782556/A-1.htm		
【施設の概要】		
開設年月日：昭和27年		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 湖会		
職員数	常勤職員：35名	非常勤職員：1名
専門職員	専門職の名称	
	児童指導員：11名	看護師：1名
	保育士：14名	栄養士：1名
	心理士：1名	里親相談員：1名
施設・設備の概要	(居室数)	(設備等)
	個室：34室 2人部屋：5室 4人部屋：2室 尚、本体小舎制施設及び地域小規模児童養護施設（2施設）を含む	体育館・グラウンド 学習室兼地域交流広場 児童家庭支援センター併設

④理念・基本方針

- ・社会福祉法人湖会理念
時代の要請に応え、常に先駆性を発揮し、地域の児童福祉の向上に寄与する
- ・松代福祉寮基本理念
全国児童養護施設協議会制定の倫理綱領を遵守し、子どもの利益を最優先した養育を、伝統を繋ぎ、愛を繋いで行う

・松代福祉寮基本方針

より家庭的な環境の中で、一人一人の個性を大切に、信頼関係のもとで養育を行う教育を重んじ、思いやりや逞しさ、共感力等豊かな人間性を育む

基本的な生活習慣や規範意識等確かな社会性を涵養し、やがての社会自立を支援する

専門職集団としての組織で、養育の実践・向上を目指し、その専門機能を以って地域貢献する

自らの人間性を高め、常に自己研鑽に努め、児童と共に切磋琢磨成長し、養育の専門性向上に努める

⑤施設の特徴的な取組

松代福祉寮ではいくつかの重点事業が挙げられており、なかでも学力向上・里親委託推進が特徴であろう。

前者においては基本的な学習習慣の習得とともに積極的な漢字検定の実施、学習ボランティアの活用、専門職員の配置が行われている。

後者では、里親支援専門相談員を配置して里親制度の普及及び委託推進が図られている。

また、小舎制の実践の検証などからファミリーホームについての検証を進め、将来的な開設を視野に入れた取り組みもある。

具体的な養育実践においては、師弟同業のもとに基本的な生活習慣の確立、課題を持つ児童や進学児童への専門職員配置による学習支援、社会資源の活用における人間形成や克己必勝のもとに心身育成、地域活動への参加・奉仕による感謝の心・奉仕の精神の涵養が行われている。

また、行政と連携した松代児童相談センターを開設し、地域の子ども・保護者に対しての悩みや相談に乗っており、地域の児童福祉の推進にも一役買っている。

そして、子どもの心身の安定のために看護師の配置による健康管理の充実を図ったり、心理士を身近な存在と意識付けを図るための週一回の夜勤シフトなども取り入れている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年11月25日（契約日） ～平成29年3月30日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（平成25年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

○ ニーズに応じた受け入れ態勢の整備

トルストイの書に「幸せな家庭は一様だが、不幸な家庭はさまざまだ」とある。松代福祉寮においても入所理由や一人ひとりの持つ障害の多様性も重なり、課題の背景に対応可能な職員の資質向上が必要となっている。

その松代福祉寮は学校や福祉施設が立ち並ぶ福祉ゾーンに位置しており、全棟木造平屋造りで、城下町松代街並み景観賞を受賞している。

また、トレッキングコースがある緑豊かな山が目の前にある環境である。

そして、地域への開放として地域連携に貢献する体育館や、グラウンドもある。

建設に当たり、職員・設計者が県の内外の先進地の視察を経て、間取り、採光、壁やカーテンの色、居室ドアの形状など、子どものプライバシーや情緒の安定を意識した細かな配慮が行き届いている。

リビングのテーブルは掘り炬燵風で、子どもが集いやすい造りである。

養育は環境整備からという意識を持ち、各家にはそれぞれの家を表す庭木が植えられ、帰宅時には玄関のプランターの花が迎えてくれる。

子どもの養育にとってのハード面の温かさなどの環境は最高であろう。

基本方針では「職員自ら人間性と養育の専門性を高める」を謳い、研修委員会が中心となり、「福祉職員生涯研修」を基に職員一人ひとりの研修計画が組織的・長期的な視野で策定・実施されている。

それらは研修一覧表に整理され、一目でわかるように工夫されている。

また、年間の個人研修計画が立てられ、定期的な評価で進捗状況なども視ていて、新任研修、中堅研修、家長・主任研修へと技術水準と専門性、専門資格の取得状況などの計画的な取り組みである。

そして、「児童の発達段階に応じた養育の推進」と謳う重点事業として、生教育と性教育を充実させ性的問題行動の未然防止に積極的に取り組んでいる。

それは、年齢・性別・理解能力に応じたグループ分けでのものであり、子ども自身が理解しやすいようにする取り組みである。

必要に応じて自立支援計画のニーズとして個別に支援したり、退所前に再度説明するなど、細かな支援もある。

また、年一回は産婦人科医師や保健師を講師として、専門性を活かしたわかりやすい説明も行っている。

年一回以上は外部の性教育関係研修に参加する職員もおり、施設内研修で知識を高めて看護師と一緒に子どもの生と性についての学習支援に努め、自分が生まれてきたことの大切さの理解や性的問題の未然防止に効果を上げている。

さらに、社会との繋がりを意識付ける取り組みとして施設開放はもちろんの事、施設の積極的な地域と関わりの取り組みもある。

それは、地域活性化の団体への参加・協力、隣組組長の毎年の引き受け、地域活動や奉仕活動への子どもの参加促進、各家の子ども自身でのゴミステーションへの搬出など、地域の子どもの意識を持たせている。

また、各家の特徴的な取り組みとして、職員の食事作りから始まる団欒の場や、子どものおやつ作りの場もある。

これらを通して、協力したり・失敗したり・忘れたりを経験して子どもと職員の間関係を深め、あたかも家族のような、兄弟姉妹のような人間関係で互いに心から助け合っているようにしている。

子どもが忘れかけた、一番心が結びつく家族の絆に注力して、助け合っている普通の家としての機能発揮の機会が数多く用意されている。

つまり、生活指導に謳う師弟同業であろう。

職員の手慣れたキャベツの千切りの早業に、調理師を目指す子どもも浮かぶ。

各家庭が異なるように、各家が家長を中心とした個性・特技によって、成功体験だけでなく失敗体験も含んだ個性的な、家庭的な養育が更に進むと期待できる。

◇改善を求められる点

○ 必然からの気付き

大舎制の長い歴史の中で都度変更を重ねてきた職員必携と職員必携小舎制虎の巻はそれぞれ500ページ程のものであり、小舎制への完全移行に伴い検討・修正が行われている。

また、子どものルールも入所児童の変化に合わせて変更・追加も行われている。

それらの判断基準が明確で子どもが納得できるものなのか、子どもの最善の利益に叶っているものなのか、常に検討が必要と思われる。

まずは松代福祉寮の理念・方針の全体の理解度を上げることが必要であろう。

職員だけでなく、子どもにとってもわかりやすくすることで、やるべき事、あるべき姿も見えてくるはずである。

自転車に乗れない子どもが、自転車に乗れるようになると見える世界が変わることと同じである。

そして、職員の参画とともに、子どもや第三者・スーパーバイザーなどを交えた検討を経たうえでの修正・変更が期待される。

その際、理念・方針を理解した子どもからの意見・要望・苦情などは、注力すべき養育・支援の内容そのものが盛り込まれているはずである。

今回の子どもからの聞き取り内容の集計結果に一喜一憂するのではなく、浮かび上がった事を養育・支援の質の向上に活かすことである。

100の理由を述べるより、意味のある一つの策で次の行動がイメージできるはずである。

また、時間の長さの間隔は、生物がそれまですごしてきた時間の総量を分母として感じるという。つまり、10歳の子どもにとっての1年は人生の10%で、40歳の大人にとっては2.5%にしか過ぎず、子どもの主観的時間はゆっくりと流れている。人生経験の長い大人の脳細胞が記号的に処理している現象が、子どもにとっては長い物語のように経験・蓄積されていくという事である。

子どもからの回答では、他者の尊重や経済観念の習得支援などが課題として浮かんでくるが、どのような支援においてもその過程においてお互いが理念・基本方針を理解したうえで心を通わせ、自分の意志や感情を相手にきちんと伝えることが可能となれば、結果としてコミュニケーション能力も高まると想像できる。

各家での案山子コンクールや食のコンテストへの出展などで成功体験を進めており、一人ひとりの子どもが自己尊重を進める成功体験や褒める機会を更に増やし・工夫・創造するのかなど、職員が経験・知識とともに意識を上げる取り組みも期待したい。

そのためには子どもの学習支援同様、職員においても読書の推奨が期待される。

子どもも職員も残りの人生で、今が一番若い時である。

この熱いうちに読書を進める取り組みも必要であろう。

1冊の本は孤立して存在するのではなく、本の世界に存在する。

読破・感動すると次の本を自然と読みたくなる力が湧いてくる。

このことを理解して読書支援に注力すると、子どもにとって見えない未来の想像が膨らみ、学習支援もさらに効果が表れると推測できる。

また、職員にとっては自律した人間性の高まりも期待できるであろう。

解決策に右往左往するのではなく、問題の本質を理解することである。

起きることは全て必然であり、ハード面の温かさに劣らぬソフト面の更なる充実が期待される。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

平成27年度より移転新築し、地域小規模児童養護施設2箇所と本体は小規模グループケア5家となりました。

その際に、規程や決まりごと等を全職員で見直し、より家庭的な養育を目指してまいりました。

今年度で2年経過し、子ども達や職員がやっと軌道に乗り始めたところであります。その中、支援の統一や維持継続、職員一人ひとりの質の向上など、たくさんの課題が出ている中での、第三者評価受審でした。

受審結果は、今回当施設が抱えている課題が改善点として顕著に出ており、今回の結果を踏まえ、更なる努力を行い、子ども達の養育にあたっていきたいと思います。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針を明確にして事業計画に謳い、松代福祉寮だよりやホームページにも掲載している。</p> <p>理念・基本方針の職員の理解度を上げるとともに、わかりやすく工夫するなどして子どもや保護者・地域へと周知を広げ深めることにより事業活動もより進めやすいと思われる。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント></p> <p>児童相談所や関係機関、また、各種関係団体との連携・交流を通して、国の施策の動向や地域情勢の把握・分析がなされている。併設の児童相談センター設置もその成果といえる。</p> <p>収支報告等はホームページに掲載し透明性を高めているものの、収支状況や経営環境については全職員への内容の周知は今後の課題と思われる。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント></p> <p>役員会での決定を職員会、家長・主任会で周知に努めているが、経営課題についての職員の共有化は進んでいない現状である。</p> <p>しかし、職員体制の検討が進み、繁忙時間帯での増員を進めて働きやすい職場環境の整備が行われており、その他の課題についても、職員の参画を経た可能な限りの取り組みが期待</p>		

される。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>平成27年度より小舎制に移行したため、現在その分析中という。 尚、移行後の計画として、サテライト施設としてのファミリーホームについては10年間で2カ所の目標との基本はできている。 数値目標や課題などを加え、進捗状況や実効性の把握・理解が進むものとなる新たな長期計画が期待される。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>単年度計画は重点事業が明記され、職員への周知に努めている。 評価しやすい具体的な数値化を図るなどすると、その基となる年度報告の価値も高まると思われる。 また、事業計画の職員への理解度を上げるとともに、事業計画や年度報告もホームページへの掲載が期待される。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画等は役員会で承認された後、職員会において職員への周知となっている。 また、計画の進捗状況や見直し等の際も同様に周知が行われている。 計画策定での参画状況や周知について、更なる工夫が期待される。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画を子どもや保護者へ説明・周知する取り組みは行われていない。 子どもの養育・支援に関する計画などは当事者へ説明することは必要であろう。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能してい	b

	る。	
<p><コメント></p> <p>各委員会が中心となって計画の作成・評価が行われている。</p> <p>職員の意識した課題発見や参画意識を高めることで、やるべき行動が定まり、スパイラルアップのサイクルが回ると思われる。</p>		
9	<p>I-4-(1)-②</p> <p>評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>自己評価や第三者評価の結果や課題について、全職員の意見等を把握・検討するなど、担当部署・者の活性化が図られると、より実効性のある改善策となると思われる。</p> <p>尚、自己評価の際は外部の方による聞き取りアンケートの同時実施が期待される。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	<p>Ⅱ-1-(1)-①</p> <p>施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>施設長は自らの思い・役割・責任について、様々な機会を通じて常に職員に周知することにより、職員が把握した一人ひとりの子どもの状況が親権者である施設長に届きやすいと思われる。</p> <p>それが体制の確認となり、必要に応じての見直しや検討が早期になされることが期待できると考えたい。</p>		
11	<p>Ⅱ-1-(1)-②</p> <p>遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針・法令順守の周知・徹底や倫理感の育成の機会を定期的・適宜提供することで、ぶれない筋の通った養育・支援の実践が保証・継続できると理解したい。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	<p>Ⅱ-1-(2)-①</p> <p>養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>養育・支援の内容について職員の判断や結論が出ない際は施設長がスーパーバイズ的な役割を担っている。</p> <p>また、職員の資質向上が課題と認識しているので、年頭所感や年度初めにはそれについて</p>		

話している。		
職員会議、定期的な職員との面談、日常的な会話の機会を増やすなどして、指導・教育に注力することで、職員からの今以上の信頼が得られると思われる。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>繁忙期における職員配置の改善など、業務の実効性を高める努力は認められる。</p> <p>課題集約から決定までの経緯の周知や職員の参画を工夫するなどすると、より理解や意識が高まり、組織内の体制の充実が期待できると思われる。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>国の施策の動きを見極め、人材確保の方針・計画が定められている。そして、希望する人材を明示して求人活動を活発に行っているが、期待には応えていない現実という。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>人事管理については給与規定に定めて職員に配布するとともに、目標管理シートを活用して面接を行い異動や昇格がなされている。</p> <p>また、個々の職員の自主研修の希望や特技から、自分が教えてもらいたい事や教えられる事などが集約されており、それを養育の実践に活かしている。</p> <p>スポーツや芸術のスタートは遊びであり、個々の職員が子どもの養育に関わる特技を増やす取り組みや資格同様考慮することなどは期待したいところである。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>小舎制になったことによるストレスや困難ケースの抱え込み防止のために、朝夕の繁忙時間帯の増員を図ったり、栄養士による基本メニューの作成、看護師による健康管理など、専門職種のフォローが行われている。</p> <p>そして、福利厚生係が職員の希望聴取なども行っている。</p> <p>時間外労働については状況把握が始まったところで、今後の推移を見守りたい。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-①	b

	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	
<p><コメント></p> <p>目標管理シートを基に一人ひとりの職員に対して、定期的な面接が行われている。</p> <p>理念の理解を進めるとともに把握した職員一人ひとりの能力により、理念の実践に合わせた職員の成長を促す個々の研修計画などは期待したいところである。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>研修委員会が基本方針に沿った計画を立て、実施する仕組みである。</p> <p>また、新任の研修計画も定めている。</p> <p>理念の実践に必要な職員の資質向上は当然であるが、課題を踏まえた研修内容にするなど、研修委員会による施設の現状分析とともにその計画の策定・実施が期待される。</p> <p>尚、委員会の活動は見える化する必要を感じる。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>研修委員会の計画に則り、内部・外部の研修が盛んに行われており、経験年数・階層別のものもある。</p> <p>研修後は復命書で報告するとともに、職員会で全職員に内容の周知を図っている。</p> <p>また、内容によっては松代福祉寮での活用の有無について、委員会や各職種で検討をしている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>積極的な実習生の受け入れを行っており、オリエンテーションから実習プログラムまでの内容がマニュアルに定められている。</p> <p>中堅職員が研修指導者となり、学校担当者と連携しながら実習を進め、毎日の反省会で不安や困難の解消にも当たっている。</p> <p>研修指導者の資質についての明確化とともに、研修目的や対象職種に合わせた日々進化する各家の子ども・家長・職員の特徴・状況把握を基にした研修ユニットの決定過程など、内容を更に充実させることは期待したい。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b

<p><コメント></p> <p>年一回の寮だよりを関係機関・地域・保護者へと広く配布しており、松代福祉寮の取り組みなどが記事と画像でわかりやすく工夫されている。</p> <p>ホームページには、法人の現況報告書・収支状況や苦情対応についても公開されており、事業報告・事業計画・広報誌などの公開も期待したいところである。</p> <p>尚、ホームページでの色彩や読みやすさについての検討は必要と思われる。</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-②</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>法人監査員に経験者を委任するなど、公正・透明性の高い組織経営に向けた努力が確認できる。また、経理規定は全職員に配布・周知している。</p> <p>尚、内部監査の結果・対応については全職員への周知度の向上を図るとともに、それらのホームページへの掲載を期待したい。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	<p>Ⅱ-4-(1)-①</p> <p>子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>施設が地域貢献できる施設づくりを目指して地域委員会が活動しており、開放には積極的に取り組んでいる。</p> <p>それは、地域活性化団体への参加・協力、地域卓球クラブへの指導者派遣と体育館の提供、グラウンドや遊具の使用、小さな親切運動としての月一回の地域のごみ清掃、子どもの積極的なボランティア参加など、多岐にわたっている。</p> <p>これらの長い繋がりの実績・経験は、子どもの地域での自律にも多くの効果をもたらしている。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-②</p> <p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>ボランティアの受け入れ規定が定められており、個人の定期ボランティアに関しては面接後、子どもとの関わり等の研修をしたうえで正式に依頼している。</p> <p>特に学習ボランティアの採用には積極的で、ホームページでも募集を載せている。</p> <p>また、地域の小学校のクラブ活動へボランティアで指導に出掛ける職員もあり、学校との協力関係は良好である。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-①</p> <p>施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切</p>	a

	に行われている。	
<p><コメント></p> <p>学校とは年一回、児童相談所とは二カ月に一回の定期的な連絡会があり、必要によっては随時の開催もある。</p> <p>また、自治体や福祉関係機関との関係者会議等も必要に応じて実施している。</p> <p>ボランティアバンクによる地域資源は地域委員会によってリスト化され活用を図り、学校行事や施設行事では招待したり、参加したりと積極的な交流が行われている。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a
<p><コメント></p> <p>施設開放として体育館やグラウンド・遊具、駐車場の利用が可能で、その利用も多い。</p> <p>防災に関しては協定を結び、年一回の地域との総合防災訓練が実施されている。</p> <p>そして、地域活性化団体へも参加・協力をしており、地域との連携・協力の関係は強い。</p> <p>尚、施設の専門性や相談事業などは、併設の松代児童相談センターが行っており、その活動範囲も広い。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>松代児童相談センターが一役を担って訪問活動を行っており、把握したニーズに関しては民生委員や法人理事長も加わった会議等で検討がなされている。</p> <p>その相談件数は二年目にして、500件を超えている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>子どもを第一に考えた養育が理念や基本方針から感じられる。</p> <p>また、そのため職員研修や、美玉会（子ども自治会）・家会議で話し合われている。</p> <p>基本理念・方針を子どもにも解りやすくするとともに、それと合わせた人権意識の周知・理解の取り組みが期待される。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	a
<p><コメント></p>		

<p>プライバシーの保護に関しては日頃から話し合う機会があり、常に見直しもしている。</p> <p>学童に関しては居室は個室、設置机は鍵付きと、一人ひとりのプライバシーの保護に努めている。</p> <p>また、不適切事案の発生の際は心理士なども加わり、解決が図られている。</p> <p>子どものプライバシーの保護や権利擁護について、施設としての取り組みやその体制など、定期的に子どもに周知する取り組みは必要であろう。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	<p>Ⅲ-1-(2)-①</p> <p>子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>入所前は見学やパンフレットを使って、安心できる生活のスタートに向けての配慮に努めている。また、施設紹介のDVDや広報誌も活用している。</p> <p>そして、入所の際は写真等の掲載の可否を保護者から伺い、子どもには権利ノートを活用した説明に努め、入所決定の際は子どもがいる時間帯の見学も可能である。</p> <p>解りやすい暮らしのルールの説明など、子どもの機微に配慮する取り組みなどは期待したいところである。</p>		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-②</p> <p>養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>子どもに寄り添う丁寧な説明に努めており、理念や方針の説明とともに計画に基づく養育・支援の内容を子どもや保護者がよりわかりやすくするなどして、理解・安心を更に増す工夫が期待される。</p> <p>尚、入所後は半年に一回保護者から養育に対する要望を聞き取り、子どもには年三回の美玉会（子ども自治会）にてルールの説明を行っている。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③</p> <p>措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>措置変更や退所時には「退所時の確認事項」に基づき、引き継ぎ文書を本人・保護者に説明し渡しているが、アフターケアは元担当職員ではなく学習自立委員会が担当しており、活用や実効性の検証は必要であろう。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-①</p> <p>子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>美玉会（子ども自治会）や家会議で子どもの満足度を把握するようにしている。</p> <p>また、虐待防止に関しての個別聞き取りも行っている。</p>		

部外者による定期的な子どもの満足度調査や意見箱の集約の実施の下に、全職員での検討・結果の共有化が期待される。		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>仕組みについては入所時に子ども・保護者に説明を行い、苦情に関する規定には苦情解決責任者と第三者委員の役割が明示されている。</p> <p>そして、ホームページには年間報告が掲載されている。</p> <p>内容によっては全職員に周知しており、子どもにも同じ対応が期待される。</p> <p>ホームページへの掲載だけでなく、広報誌等に仕組みや機能の周知とともに、集計・分析・報告や匿名性を持たせた内容の公開を行うなど、子どもや保護者への苦情対応についての真摯な事業所の姿勢を示す取り組みなどは期待したい。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの権利ノートに具体的な外部の連絡先が記載されており、担当者以外にも松代児童相談センター職員・心理士・看護師など、相談できる体制が組まれている。</p> <p>尚、連絡先等の掲示は家庭的養育を大切にするため掲示していないが、意見箱は各家に設置しているという。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>対応マニュアルは委員会や担当者が毎年見直しをしている。</p> <p>家会議での要望は家長会や運営会議で検討され、可能なものは改善が図られている。</p> <p>職員を介しての意見・要望には限界が伴う事もあり、多様な仕組みを機能させたり、子どもからの意見を自治会で話し合う仕組みが期待される。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>対応マニュアルが作成されており、事故・暴力・体罰など、具体的な例をあげて職員への周知に努めている。</p> <p>また、ヒヤリハット事例は朝会で報告・周知が行われている。</p> <p>担当委員会の設置による役割の明確化など、組織体制の整備は期待したいところである。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b

<p><コメント></p> <p>感染症対策マニュアルは作成されており、食育保健委員会と看護師が中心となって職員への周知に努めている。</p> <p>子どもの安全確保の意識を高める感染・蔓延を意識した職員研修が行われており、対応訓練などの実施は今後の課題であろう。</p>		
39	<p>Ⅲ-1-(5)-③</p> <p>災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>防災係が中心となって対応マニュアルが定められ、備蓄リストや緊急時の連絡網もできている。また、定期的な避難訓練においても、子どもの安否確認を徹底している。</p> <p>その避難訓練はマンネリ化しないように、時には予告なしの訓練の実施が行われている。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	<p>Ⅲ-2-(1)-①</p> <p>提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>大舎制から小舎制への移行に当たり、各委員会が中心となり全てのマニュアルの見直し、新たに必要なマニュアルを一年以上費やして作成している。</p> <p>それらは、養育・支援の現場において混乱が生じないように配慮した内容となっており、全職員の必須携帯として常に統一性が図られるようにしている。</p> <p>結果として、一人ひとりの子どもの養育・支援の実施方法の共有化の下で、日々の実践が進んでいる。</p> <p>課題を持つ子どもに対しても標準的な方法が定められ計画に明示されており、入所理由も考慮した標準化が進むことも期待される。</p>		
41	<p>Ⅲ-2-(1)-②</p> <p>標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>各種マニュアルの見直しは委員会が中心となり、年度末又は必要に応じて子どもの要望や職員からの声を聞き、養育・支援の内容の変化や社会環境の変化に応じられるように検討が重ねられている。</p> <p>そして、一人ひとりの子どもの支援はアセスメント・自立支援計画の見直しを経て実施されている。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。</p>		
42	<p>Ⅲ-2-(2)-①</p> <p>アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。</p>	a

<p><コメント></p> <p>アセスメントは組織の手順に基づき関係機関からも情報収集し、子どもの状態（身体・精神面、生活能力、集団適応等）、保護者の状態・状況、親子関係など、多面的に把握して課題やニーズを明らかにしている。</p> <p>また、アセスメントの際は、必要に応じて心理士・看護師・栄養士・里親予定者も加わり総合的な視点で行われている事に、子どもの最善の利益追求の意思が感じられる。</p> <p>自立支援計画はそのアセスメントを基に本人・保護者等の意向を踏まえ、課題の支援と親子関係の継続的な支援とともに、短期目標は優先的課題と子ども自身が達成できる目標となっている。</p>		
43	<p>Ⅲ-2-(2)-②</p> <p>定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>組織の手順では学童は年二回、幼児は年三回が基準とされており、評価・見直しとともに再アセスメントも行われている。</p> <p>見直しでのニーズと本人・家族の意向を聞き、新たな計画が立てられている。</p> <p>また、見直しが短期間で必要な子どもについては総括時期を早めたり、児童相談所と新たにアセスメントを行った際は自立支援計画を立て直している。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-①</p> <p>子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>子どもの日々の生活状況、自立支援計画の実施状況の記録はパソコン内で統一化され、特に計画に関する記録は色分けするなど、わかりやすい工夫がなされている。</p> <p>そして、組織内の共有化を図るために、三カ月ごとの保護状況報告書では本人の状況・状態を記録し、その変化や推移が分かる仕組みになっている。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-②</p> <p>子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>個人情報に関しては組織の方針・規定に定め、職員会議議事録の持ち出し禁止、子どもに関する情報管理の徹底、パソコン管理などがマニュアル化され漏洩防止を図っている。</p> <p>入所時には子ども・保護者に説明するとともに、利用範囲の同意を得ている。</p> <p>また、美玉会（子ども自治会）や各家会において、お互いのプライバシーを守る必要性について説明している。</p> <p>開示体制の整備とともに、子どもや保護者に対して退所時に再び、保護・開示などについて説明する必要はあると思われる。</p>		

内容評価基準（41項目）

A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもにとって何が最善なのかを家会議やケース検討会などで意見交換し、共通の理解となるように努めている。</p> <p>また、受容であっても迎合とならないよう職員間で話し合っている。</p> <p>経験の浅い職員が実践で迷いが生じた際に一人で抱え込まないように、本人を支えていくスーパービジョン体制の必要性にも検討が始まり、今後の推移が期待される。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの年齢や理解度・家庭の状況等に合わせ、児童相談所・学校と連携し、知らせる内容や留意点、タイミングを慎重に協議した上で伝えるようにしている。</p> <p>また、心理士を中心としたチームケアで子どものライフストーリーにも対応しているので、その効果も大である。</p> <p>そして、それらを職員間で共有し、伝えた後の様子確認や支援にも気を配っている。</p>		
A-1-(2) 権利についての説明		
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>入所時の説明とともに、美玉会（子ども自治会）、CAP学習会、性教育学習会において、自分の権利と他者の権利についての説明が行われている。</p> <p>また、生活を共にする家単位での話し合いや個別での対応で、理解が深まるように努めている。</p>		
A-1-(3) 他者の尊重		
A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>小舎制でのお互いの距離が近く生が保障され大切にされる体験を通して、思いやり、助け合い、協力し合う関係が生まれ、自己肯定感、他者の尊重や人間性を学ぶ場となっている。</p> <p>また、家会議でも、子ども同士で相手の尊重や人間関係の構築について話し合っている。</p> <p>日常的な触れ合いや交流の機会は円滑な人間関係を育てる意味で重要であり、家同士の交流の機会を増やしたり、ルールの検討は期待したいところである。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		

A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
<p><コメント></p> <p>規定に定め、虐待防止委員会が中心となり研修を重ね意識を高めるとともに、子どもへの聞き取りを実施して、体罰の有無の検証をしている。</p> <p>また、一人対応の際の発生が多い事もあり、職員配置の見直し・実施もなされている。</p> <p>24時間一対一の支援現場をなくすることは困難であり、各家の現場職員による施設全体でのロールプレイで具体的な防止・対応訓練を実施したり、児童福祉法最低基準9条の理解度を上げる定期的な研修の必要はあるであろう。</p>		
A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>虐待防止委員会はCAP研修・性教育研修などを通して意識を高めるとともに、定期・不定期で子どもへの聞き取りを行っている。</p> <p>また、人権擁護・人権侵害防止のための点検事項、支援の中で不適切な養育と迷う行動、支援の中でうまくいかないと感じていることなどについて自己評価を行い、職員自らが見つめ直す機会もある。</p> <p>そして、委員会で集計・考察して未然に防止する取り組みとしている。</p> <p>さらに、職員間で事例について検討したり、養育・支援上での問題について会議で話し合ったり、子ども達には不適切なかかわりとは何かの説明や学習する機会も設けている。</p>		
A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>虐待防止委員会を中心に、被措置児童等虐待の届け出・通告制度の周知とともに、毎年施設内虐待防止行動誓いを基に行わない誓いを立てている。</p> <p>この職員の誓いを確実なものにする取り組みとして、子どもが言いやすい更なる環境の整備が期待される。</p>		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの思想や信教の自由の尊重に努めており、日曜礼拝に通っている子どももいる。</p> <p>松代福祉寮における子ども・保護者の思想・信教の最大限の保障として、具体的に他児への不利益や選挙権を得た子どもの活動、また、思想・信教に拘りを持つ子ども・保護者の入所の際の対応・手順など、マニュアル化するなどして組織としての明確化が期待される。</p>		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑨	A-1-(6)-①	b

	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	
<p><コメント></p> <p>入所前に関係機関から十分な情報を得て、本人への対応や支援について方針を定めるとともに事前に面接をするなど、子どもの不安解消に努めている。</p> <p>そして、受け入れの家では事前に子ども達へ入所する子どもの注意点などを説明し、皆で温かく歓迎できるように努めたり、家長と共に他の家に挨拶に出向き施設全体の子ども達と仲良くなれるようにしたりと、新しい生活に慣れるまでの本人の情緒の安定を優先した取り組みが行われている。</p>		
A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>家ごとの家族会議では、日常生活について子ども達が主体的に話し合う機会がある。</p> <p>月ごとに各家・各自の目標と反省、子ども同士の良い所探し、子どもから他児・子どもから職員への意見・要望、生活の快適さへの改善などが話し合われている。</p> <p>また、子ども自治会の美玉会やリーダー会では行事や施設全体の事についても話し合われている。これらの取り組みは自分の考えを主張・表明するとともに、他者の意見を理解し尊重する社会的スキルの習得の機会ともなっている。</p>		
A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>日々の暮らしの中では、年齢別に基本的習慣が身に付けられるように援助・支援するとともに、自発的なお手伝いができるようにしている。</p> <p>また、新聞は各家でとり、テレビ・ゲーム等に関しては子ども達が話し合ってルールを決めている。</p> <p>さらに、物事に夢中で打ち込めるようにと本人が希望する地域の活動への参加を奨励し、自信や自己肯定感を高めている。</p> <p>尚、休日は自由に過ごせる時間としているが、施設全体行事については全員参加を基本としている。</p>		
A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの発達段階に応じて小遣いの金額や管理方法を決め、本人と話し合いながら使い方を決めている。</p> <p>また、本人の欲しい物・家の食材の購入には子どもと一緒に出掛けるなど、体験を通して</p>		

の金銭感覚の習得支援が行われている。

しかし、子どもへの聞き取り調査では、同年齢において同額であるにもかかわらず、「足りない」「十分」との回答が上がっている。

金額の多い少ないではなく、節約・我慢・積立・分割など、経済観念が見につく家会・美玉会での話し合いが期待される。

尚、自立を控えた高校生などには自活訓練を行ったり、一人暮らしに向けた書籍を支給しそれを通して教えている。

自律に向けた、公共料金や公的保険、クレジットの金利やリボリング払いについての学習など、更なる充実が期待される。

A-1-(8) 継続性とアフターケア

A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	b
----	--	---

<コメント>

家庭支援専門相談員・学習自立委員会が中心となり、家庭復帰に向け本人・保護者の意向や状態・状況等を基本に、関係機関・学校を含め十分な討議を行っている。

そして、子どもの意向・不安などの聞き取りと把握した課題を基に、アフターケア計画が作成されている。

また、必要に応じて親子訓練室を活用して親子一緒に時間を作り、親子関係の再構築の取り組みも行っている。

家庭復帰後のアフターケアとして毎月の電話連絡や家庭訪問・面会を行い、子どものその後の状態の把握と相談・援助がなされ、退所児童状況報告書に綴られている。

そして、アフターケアプラン会議において、さらに継続した支援が必要な子どもについては、一年以上の継続も可能としている。

A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b
----	--	---

<コメント>

進学が叶わなかったり、中退した子どもの場合は措置解除となる場合が多いが、支援が必要な子どもについては措置延長を行い、自立訓練室を就職活動や就職後の仕事に慣れるまでの期間の利用を可能とするなど、自立に向けての取り組みもある。

A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
----	---	---

<コメント>

退所に向けて自立訓練年間表を作成し、その実施と評価を行い、生活力・社会性が身に付くように支援している。

そして、退所が近づく段階で自立支援プログラムを立て、退所後の生活に支障がないように支援を進め、自立訓練室において一人での生活を体験し自活への自信が得られるようになっている。

退所後は電話や訪問・面会などで状況確認するとともに、施設行事などへの参加の声掛けや宿泊機能を活用した第二の実家としての帰省受け入れなど、退所児童に応じた関係の継続性に注力している姿がある。

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの今までの生き立ちや課題をアセスメントにて共有し、特性や心理面に配慮した養育・支援に努めている。</p> <p>また、子どもの背景は複雑化しており、関わる職員の専門性が求められるため職員一人ひとりに対して計画的な研修で質を高めようとしている。</p> <p>ショッパーとコンシューマーの関係を意識した子どもにわかりやすく、回答しやすい選択式・無記名アンケートを実施するなど、子どもからの職員評価の取り組みなどが進むと支援の効果・信頼関係なども反映され、課題も見つかりやすいと思われる。</p>		
A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
<p><コメント></p> <p>小舎制となり子どもと職員の距離が近くなっており、一緒の生活の中で基本的欲求の充足と発達段階に応じた支援で、自律心や達成感・自主性を養うように努めている。</p> <p>個別的な触れ合いの時間・子どもと職員との関係を考慮して、個々の家の当日・翌日の勤務表の掲示など、今後の検討を期待したい。</p>		
A⑱	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの発達段階に応じ、「できることは自分で」と見守っている。</p> <p>子どもが自発的に行った行為については褒めたり、感謝の言葉を掛け、自信や自己肯定感を高めるようにしている。</p> <p>夕方みの二名体制を朝・夕の忙しい両時間帯に改め、よりきめ細かな関わりができるように改善もしている。</p>		
A⑲	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
<p><コメント></p> <p>幼児は全員が幼稚園に就園している。</p> <p>また、幼児の家には玩具や絵本、外遊び用の遊具も充実しており、語りボランティアの活用もある。</p>		

<p>学童には学習室・体育館・グラウンドを整備し、学習ボランティアの活用や学習遅滞児・進 学児には専門職員の配置など、学習と運動に力を入れている。</p> <p>そして、地域の各スポーツクラブやサークルに所属し、生活の幅を広げたり、社会性・能 動性を高める子どももいる。</p> <p>本体施設の学習室の利用は夜１０時までとなっており学習意欲のある子どもには好評であ るが、子どもの希望を取り入れた本の充足などは期待したいところである。</p>		
A⑳	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会 常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援し ている。	b
<p><コメント></p> <p>日常生活を営む中で基本的な生活習慣が身に付くように、家会議で自分たちが決めたルール を守ることを通して習得できるようにしている。</p> <p>また、ごみ等の処分は業者に委託するのではなく、町内会の一員として家ごとに子ども達 が出すなど、社会の規範の習得に向けての生活も行われている。</p> <p>さらに、地域活動への参加や奉仕活動を通じ、地域の中の子どもの自覚・共生を学 ぶ場としている。</p> <p>一方、問題行動があった時の声掛け、子どもと向き合い解決するコミュニケーション能力 の習得、子どもの人権尊重と規範を示す点において、職員からは模範となっているのかの自 省の声も聞かれる。</p> <p>まずは、子どもだけでなく職員においてもそれぞれの呼称について検討することが期待さ れる。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A㉑	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができる よう工夫している。	b
<p><コメント></p> <p>小舎制になってからは基本的には職員の手作り料理で、食事の時間はみんなで話しながら 食べることで楽しく、お代わりも自由で、食事についての不満がない事は子どもへの聞き取 りで容易に確認できる。</p> <p>それぞれの子どもの学校での出来事などを話し、食事中は職員とのコミュニケーションの 場となっている。</p> <p>また、ホストファミリーを招いてのお茶会が家ごとに行われ交流を深めている。</p> <p>職員の性別にかかわらず、食事の盛り付けやテーブルの飾りつけなど、和やかな雰囲気 作りに注力することも養育・支援の基礎と考えたい。</p>		
A㉒	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>各学校の献立を考慮した栄養士による基本献立が決まっており、摂食障害やアレルギーへ の特別配慮もなされている。</p>		

<p>その基本献立をもとに、週一回の希望献立や変更も可能であり、当然、各家で調理するため検便などは毎月行われている。</p> <p>残食等もチェックしているが、各家での手作りの食事のため食事を残す子どもはほとんどいない状態で、年一回の子どもの成長や運動量に合わせた摂取量の検討もなされている。</p>		
A ㉓	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b
<p><コメント></p> <p>各家での食事作りなので、子どもには食材の買い出しから調理・片付けの機会が提供されている。</p> <p>また、週一回の手作りおやつのお会や、誕生会・餅つき・節分などの行事の際には伝統料理に触れる機会もある。</p> <p>昨年より始まった職員が審査員の食のコンテストは予算を決め、各家で献立・材料を決め、おかず二品・デザート一品の課題の下で行われ、食への関心を高めるとともに子ども同士の交流の場となっている。</p> <p>食への関心や自信・励みに注力するこの取り組みを、第三者委員・各ボランティア・法人役員など、施設の関係者・協力者を審査員へ加えることで、新たな効果も期待できると思われる。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A ㉔	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
<p><コメント></p> <p>中高生は自分で選んで衣類を購入する機会がある。</p> <p>また、年齢に応じて洗濯・アイロン掛けが自分で行えるように支援している。</p> <p>尚、成長期にある子どもは運動量も個人差があり、衣類・靴などの交換・購入については更に配慮が必要と思われる。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A ㉕	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	b
<p><コメント></p> <p>各部屋は木の温もりがあり、明るく、ドアの小窓の位置、壁紙、カーテンなど、プライバシーや情緒の安定を意識した細かな配慮が行き届いている。</p> <p>また、共有スペースのリビングはテーブルが掘り炬燵風になっており、集いやすく子どもに好評である。</p> <p>そして、庭の植栽は家ごとに異なっており、毎日の子どもと職員で行う家の掃除同様、季節になれば植栽の手入れ・剪定も可能と思われる。</p> <p>さらに、養育は環境整備からという意識を持ち力も注いでおり、破損・修理に関する対応も定められている。</p> <p>家庭的な温もりをより意識して子どもの作品や花を飾ったり、カレンダーを張ったりと、</p>		

ハード面の温かさに劣らぬソフト面の温かさも更に期待される。		
A ㉔	A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
<p><コメント></p> <p>年長児は個室であり、年少児は大部屋ではあるが一人になれる部屋も配慮されている。</p> <p>子どもにとって各個室がプライベートな自分の居場所と意識されるとともに、設置されている机・ベッド・ロッカーにより所有感・自己管理・自己責任も理解・習得することが可能と思われる。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A ㉕	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>年二回の健康診断・インフルエンザの予防接種はもちろんのこと、毎月の体重測定・三カ月ごとの身長測定を行い、子どもの健康状態の確保・把握に努めている。</p> <p>また、年少児は睡眠・排泄などの健康状態も把握しており、思春期の女兒には生理のカレンダーをつけさせ職員がチェックして体の自己管理を教えている。</p> <p>理美容に関しては、ボランティアによる毎月の支援が行われている。</p> <p>尚、交通ルール等は各学校の方針に沿って実施している。</p>		
A ㉖	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>看護師の配置により子どもの健康状態を把握しており、職員も相談でき心強く安心感が生まれている。また、看護師が薬の管理や病院の付き添いも行っている。</p> <p>子どもへの投薬の効能や害など、配置看護師による学習会・研修を行うことで、職員の病気に対する理解やリスクへの意識が更に深まると思われる。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A ㉗	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p><コメント></p> <p>性教育については、幼児・低学年・高学年・中高生・退所前児童と計画を立てて定期的に行っている。また、CAP・大人のワークショップなど、性暴力の予防など、未然に防止できるようにも努めている。</p> <p>職員の勤務経験などにより、子どもの年齢に応じた対応の難しさも理解しており、子どもが理解できる更なる工夫・配慮など、今後の検討の推移を見守りたい。</p>		
A-2-(7) 自己領域の確保		
A ㉘	A-2-(7)-①	b

	でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	
<p><コメント></p> <p>居室の設置物は基本的に個人所有の形をとり、個人所有のものは自分で管理し、貸し借りは禁止としている。</p> <p>それで、机・タンスなどには年齢に応じた好みのものが整理整頓され、所有感を得ることにつながっている。また、幼児等では自分の物が分かるように配慮もされている。</p> <p>尚、食器などは一人ひとりの子どもの気に入ったものを使用している。</p>		
A⑳	A-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
<p><コメント></p> <p>職員が行事ごとに写真を撮り、個々のアルバムが成長記録として作成されている。</p> <p>年三回の写真の整理・アルバム作りは子どもも職員も成長を振り返ることができ、楽しみであろう。</p> <p>また、一人ひとりの子どもの写真の枚数に差異がないように工夫をしているので、各自の部屋に飾るもの、職員が必要と思うもの等、誕生日や入所日などの記念の機会と一緒に入れ替えや整理して成長の記録としてのアルバムを完成させる取り組みなど、アルバム作りの目的を意識した取り組みへと発展させることは期待したいところである。</p>		
A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A㉑	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>被虐待児・発達障害などで問題を起こす子どもも多く、小舎制になっても減ってはいない現状であり、基本的には各家で起きた問題は各家で解決を図る仕組みとなっている。</p> <p>内容によってはスクランブルミーティングにおいて、他の家の職員や心理士も加わった対応策が検討されている。</p> <p>また、子どもからの暴力など、職員の精神的ケアの大切さも理解しており、今後の推移を見守りたい。</p> <p>不適切な行動を行った子どもからの聞き取り内容も経過記録として綴られており、予兆への気付き・予防する手立てなど、記録の更なる活用が期待される。</p> <p>尚、児童相談所・警察等との連携などは良好である。</p>		
A㉒	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>年三回の美玉会で、子どもの権利や松代福祉寮のルールを読んだりしている。</p> <p>小舎制になったことにより、以前に増して子ども同士の関係の把握も深まり、子どもの了解を持って部屋替え等も行っている。</p>		

<p>問題の発生防止のために勤務形態・配置やルールを定めてはいるが、その効果が大とは思われず、基本に戻って個々の子どもに合った養育・支援の内容について検討・見直しが更に必要と思われる。</p> <p>また、子どもの最善の利益にかなうルールの見直しで、必要且つ注力すべき養育の内容も表出してくると思われる。</p>		
A ㉔	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	b
<p><コメント></p> <p>全職員が持っている必携マニュアルに保護者からの強引な引き取りがあった場合の対応が明示され、全職員が共有できるようにしている。</p> <p>また、児童相談所や地域の警察との情報交換も、事例から確認できる。</p> <p>全ての子どもの安全確保や職員の最善の行動が可能となるような、子どもを交えた仮想訓練などの実施は期待したいところである。</p>		
A-2-(9) 心理的ケア		
A ㉕	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>全ての子どもの入所児童心理年間表には、成育歴・発達状況・保護者の養育指導など、細かに支援プログラムが作成されている。</p> <p>そして、心理面接室では遊戯療法やカウンセリングなどの療法が定期的に行われている。</p> <p>また、心理士には週一回の夜勤もあり、子どもにとっては身近な存在となっているので、安心感や信頼感が増しているのか、心理面以外の相談なども多いという。</p> <p>心理的支援の必要な子どもには心理士の協力を経て面接なども行われている。</p> <p>この専門性を心理部会等が新任職員や全職員への研修に活かしており、年齢に応じた子どもの心理への対応や子どものサインの気付きなど、更なる研修内容の充実が期待される。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A ㉖	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>学習自立委員会が中心となって全ての子どもの漢字検定や他法人の学習支援などを実施して、子どもが学習意欲を持てるように努めている。</p> <p>また、小学生向けの学習ボランティアの月二回の支援もある。</p> <p>職員が模範となるような学習支援や子どもの権利条約に謳われる学習権の保障など、今後の検討は期待したいところである。</p>		
A ㉗	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>該当する子どもには、一人ひとりの4月～3月までの自立訓練計画表が作成されている。</p>		

<p>また、学校との連携は盛んであり、進路選択の際には子どもが自己決定できるような支援や、学習自立委員会では本人と面接後、求人票・奨学金・運転免許取得の案内などの情報提供にも努めている。</p> <p>行事等で来所する退所児童からの聞き取りなどを通して、情報提供の内容の充実を図る取り組みなど、今後の検討が期待される。</p>		
A ㉔	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>高校一年生の二学期よりアルバイトは認めているが、学校生活や成績によっては不可能な場合もある。当然、アルバイト先からは勤務シフトなどの連絡もとっている。</p> <p>実習先や体験先については懇意にしてくださる事業所もあるが、学校への依存が主となっている。</p> <p>人の行動を支配するものは欲であり、進学・就職いずれにしても将来の希望に向かうための必要な経験や資格など、更に多くの選択肢を提供する必要はあるであろう。</p> <p>退所が間近に迫る子どもに向けた、多様な社会の現実や社会経験の周知・経験の機会提供の取り組みが期待される。</p>		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A ㉕	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>家庭復帰を目指すためのアセスメントシートを使っての努力が確認でき、児童相談所との相談も行われている。</p> <p>家族との定期的な交流を行う努力も認められるが、家庭支援専門相談員の配置を専任とするなど、体制を整備・充実させる必要もあるであろう。</p>		
A-2-(12) 親子関係の再構築支援		
A ㉖	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員が年間計画を立て保護者の居住先を訪問し、家庭交流を通して生活の様子を確認している。</p> <p>また、児童相談所や福祉事務所・医療機関との連携も行われている。</p>		
A-2-(13) スーパービジョン体制		
A ㉗	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>現在はスーパーバイザーが不在のため、養育統括主任が担当している。</p>		

職員同士での相談等が可能な状況ではあるが、各職員の専門性を活かしたチームケアの内容を充実・向上させるため、早期の配置が期待される。